

第5回札幌市子ども・子育て会議終了後に
会議委員から寄せられた御意見及びそれに対する市の考え方等について

質問・意見内容	事務局回答
<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する具体的な「量の見込み」と「提供体制の確保」に関する基本的な考え方について (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3)</p>	
<p>資料3別紙1(全市)から幼稚園は2960名(3~5歳児)の受け入れ枠があり、保育所は3~5歳児の枠が1229名の不足、0歳児が3383名の不足、1~2歳児が1417名の不足となっている。今年度の待機児童数は4月1日で323名であるが、資料に示された数字と大幅なかい離があります。国に指示された計算式による数値と、市の説明がありましたがこの数値に信憑性があるのか疑問です。例えば、今年度の待機児童数323名の年齢別待機数を基本とし、過去3年間の定員増数(年齢別)、年齢別待機児童数を割り出し、プラス基本的要件(月64時間への下限拡大・女性就労率・子どもの出生数予測等)を加味した数値もあったほうが、一つの数値だけで判断するよりも具体性があると考えます。</p>	<p>今回資料3別紙1に記載したニーズ量は、国の手引きに基づき算出したものですが、このニーズ量には、「現在は就労していないが、今後就労して保育所を利用したい」という専業主婦(夫)世帯のニーズや、現在既に認可外保育施設・事業所内保育施設に通園しており、認可保育所への申込をしていない世帯のニーズも含まれております。つまり、現在は待機児童数としてカウントされることのないニーズが多く含まれているということです。したがって、平成26年4月1日時点の待機児童数とニーズ量とに大きなかい離が生じることはむしろ自然のことであると判断しております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>2 全市ニーズ需給差について 国の算出方法に基づいた全市ニーズ需給差の数が果たして札幌市の需給の実態に合っているのか。会議の説明では判断が困難です。 ①過去の3年の札幌市に於ける4月1日待機児童数（年齢別～特に0.1.2歳児）と年間の入所状況（0.1.2歳児） ②過去3年の認可保育所の行政区別の欠員（定員割れ）状況 ③過去3年の認可外保育所入所状況（待機児童数にカウントされていない） 上記の内容等も含めたニーズ需給差の検討が必要と思われます。</p>	<p>今回資料3別紙1に記載したニーズ量は、国の手引きに基づき算出したものですが、このニーズ量には、「現在は就労していないが、今後就労して保育所を利用したい」という専業主婦（夫）世帯のニーズや、現在既に認可外保育施設・事業所内保育施設に通園しており、認可保育所への申込をしていない世帯といった、現在の保育所の入所児童数や待機児童数としてはカウントされることのないニーズが「潜在ニーズ」として含まれておりません。 したがって、現在の待機児童数や保育の入所児童数と今回算出されたニーズ量の差を踏まえて、「ニーズ量が実態に即して妥当に算出されているか」を判断することは困難であると判断しているところです。 なお、平成25年3月1日時点の認可保育所の入所児童数が約24,000人、平成25年度末時点における認可外保育施設の入所児童数が約3,300人、事業所内保育施設の入所児童数が約1,500人で、合計約28,800人となっています。今回のニーズ量調査により把握した2号（学校教育利用希望が強いものを除く。）・3号ニーズ量の合計が約29,500人ですので、潜在ニーズを含めるとおおよそ妥当な数値になっているのではないかと推測することはできません。 ※認可外保育施設・事業所内保育施設の入所児童数については、設置者に市に対する定期報告の義務がなく、指導監督の際に数値を確認しているものですし、認可保育所と事業所内保育施設の双方を利用している場合等もあり、児童数が重複してカウントされていることもありますので、参考値としてお考えください。</p>
<p>3 保育所を利用できる条件として保護者の就労時間の下限が80時間から64時間へ移行された事は望ましく思います。パートタイムの方も利用する事が出来、より幅広い層の方に喜ばれると思います。全国的にもその様です。しかし、ニーズに対して、供給が間に合うのか、いささか不安です。今も2歳以下の待機児童数は多いようです。休業されていたフルタイムの方が仕事に戻られてもすぐ保育園を利用出来る体制も必要ですね。</p>	<p>今回お示しした2号と3号の量の見込は就労時間の下限を64時間として算出しており、これを満たす供給量を確保するための事業計画を策定し、実施してまいります。 育児休業明けの保護者の利用につきましては、利用調整の方法の検討の中で考慮してまいります。ニーズに対する供給量が確保されることによって、育児休業明けの保護者が利用しやすい体制になっていくものと考えております。</p>
<p>4 前回の子ども子育て会議で、就労時間数を従来のひと月80時間が下限をひと月64時間以上にしたということは当初見込みの保育ニーズは児童数のみではなく、家庭の就労形態等によって変わり、児童数が減少するから保育のニーズが減少するのではなく、就労の間口が広がることによって保育ニーズはかえって上昇するのではないかと思う。</p>	<p>委員ご指摘のとおり就労の下限時間を引き下げることにより、保育ニーズは高まると考えております。5月15日の会議においてお示しした2号認定こども及び3号認定こどもに係るニーズ量は、就労の下限時間を64時間に引き下げて算出しております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>資料を一読して思ったことは、まずこの資料の目線、文言が、政令指定都市中、下から2番目からずっと上昇できない札幌市の出生率を抱える担当部門の姿勢であるということです。札幌市の子どもの増加率は「このままで」（現状の施策を推し進めていくと）上昇は27年度で止まり、それ以降は下降線となるとの予測がされています。であるならば施策を創意工夫して出生率が上昇するような施策を考えるべきだと思います。その施策を検討する所が、子ども子育て会議であるならば、あまりにも検討期間が短過ぎると思います。</p> <p>子ども子育て委員としての私の意見はまず出生率上昇の事例を参考にして、施策の抜本的改革が必要だと思います。</p> <p>今迄改善されないままの出生率の延長線上の消極的施策では、どんどん出生率の低下を招くのではないのでしょうか。</p> <p>ここに2件の「村」の施策ではありますが、出生率が劇的に上がっている事例を添付しますので、御参考までに。</p> <p>結論的には、親は子育て施策の充実と働く職場の労働条件の改善等が実現できれば、一人より二人、二人より三人と産み育てる可能性が出てくると思います。</p> <p>【事例1】 北海道 更別村（北海道河西群） 1995年度の全国特殊出生率 1.42 全道 1.31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 どんぐり福祉会委託 ・施策① 0～6歳（入学前） どんぐり幼稚園・保育園（待機児童なし） ・施策② 小学1年生～6年生 どんぐり学童保育所 1～6年まで保護者負担月額5,000円（おやつ付） <p>【事例2】 長野県下條村 2011年の合計特殊出生率 全国平均 1.39人 下條村1.92人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費無料化（2010年度から高校卒業まで無料化） ・保育料の引き下げ（国基準の半分以下） ・子育て応援基金の創設 	<p>今回のニーズ量の算出については、5月15日の会議でも御説明させていただきましたとおり、原則として国の手引きに基づき、人口推計にアンケート調査により把握した利用意向率を乗じて算出しております。この「国の手引き」においては、ニーズ量の算出に当たって必要となる「人口推計」については、コーホート推計法によることが推奨されることから、本市においてもこれを採用したものです。</p> <p>子ども・子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることにより、安心して子どもを産み、育てることの社会の実現を目的に創設されたものです。したがって、本市がこの制度の目的を十分に達成することができれば、委員御指摘のとおり出生率が上昇していくことが期待されます。</p> <p>今回、策定しようとしている（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度～平成31年度までを計画期間とするものであり、また計画の中間年度で計画を見直すことが義務付けられていることから、出生率が上昇に転じ、当初見込んだ人口推計が実態にまったく合わなくなった場合には適宜計画の見直しを図ることなどにより必要な保育サービスがいつでも利用できる札幌市を目指したいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
1 教育・保育関係 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3)	
<p>1 定員割れの施設は、施設としては定員まで受け入れできる体制にあることから供給量は定員で考えるべき。超過入所の施設は、面積基準等はクリアできるのかもしれないが、いわゆる「すし詰め状態」であり、トイレ等の設備も定員で考えているはずで、超過入所の現状を供給量とするのはおかしい。(施設が居室や職員配置などすべての基準をクリアしているのであれば可能性があるが)</p>	<p>利用定員の設定は、事実上の供給量である入所実績に基づいて設定したいと考えております。ただし、供給量不足の区につきましては、入所実績を超えての利用定員を設定できることとします。</p> <p>「量の見込み」が減少傾向であることから、新規施設や事業の増加を最小限にするためにも、既存施設に設備や運営の基準を満たす範囲で可能な限りご協力いただき、供給量を確保したいと考えております。また、定員増を行った後につきましては、入所状況に応じて柔軟に定員数を変更するための運用ルールを検討しております。</p>
<p>2 幼稚園・保育所とも供給量の確保は区ごとで考えるべき 幼稚園は通園バスを所有しているところも多く、区をまたいで通園している実態があるかも知れないが、保育園は居住区を希望したが入所できなくて他区に通っていることがほとんどだと思う。 また、小学校区のことを考えると、居住区の幼稚園・保育園を希望することがほとんどだと思う。こうした実態を考えると他区を含めて需給バランスを考えるのはおかしいのでは。(現実的な話として、「ニーズ>供給」の区は供給量を増やす手段を具体的に示したうえで実現できるまでの期間は隣接区も含め対応となるのは仕方ないと思うが、最初から近隣区も含めて考えるのはどうかと思う)</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、幼稚園や保育所などへの教育・保育ニーズにつきましては、教育・保育提供区域(札幌市では行政区としています)ごとに「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定めることとされています。</p> <p>しかし、居住区以外の区に所在する幼稚園や保育所を利用している実態があることや、提供区域内のみで「量の見込み」を確保しようとする、供給過多(量の見込み以上に提供体制を確保している)の場合では、入所している子どもがいるにも関わらず、量の見込みの分までしか利用定員を設定することができなくなってしまい、入所が継続できなくなってしまう可能性があります。</p> <p>これらの事情を踏まえ、まずはその区に所在する施設等で需給差を解消できるよう既存施設に定員増を勧奨することにより供給量を増やし、それでもなお供給不足となる場合に、供給過多が生じている区の供給量を充当するものです。</p>
<p>3 定員増はあくまでも施設の状況で判断すべき (供給量の部分でも触れたが、)超過入所の施設は、面積基準等はクリアできるのかもしれないが、いわゆる「すし詰め状態」である。トイレ等の園内の設備も定員で考えているはずで、現状、超過入所でも対応できているからと言って、定員を増やすことは「すし詰め状態」を恒常化させることとなり、子どもに最善の利益を提供する施設としてそれでいいのか。施設の受け入れ体制に余裕があり、定員を増やしても保育環境が悪化しないのであれば問題ないと思うが、定員を増やせるかどうかは当該施設の状況で判断すべき。</p>	<p>「量の見込み」が減少傾向であることから、新規施設や事業の増加を最小限にするためにも、既存施設に設備や運営の基準を満たす範囲で可能な限り認可定員増にご協力いただき、供給量を確保したいと考えております。</p> <p>また、利用定員の設定につきましては、札幌市が提示した基本方針をご理解いただいたうえで、各施設の設置者に対する意向調査にて、それぞれの状況から設定可能な利用定員数について各園でご検討いただき、この結果を踏まえて設定することとしたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>(1) 1号認定（3～5歳・教育のみ）及び2号認定（3～5歳・保育の必要あり）のうち学校教育利用の希望が強い児童 （平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P2～）</p>	
<p>1 北区の余剰を中央区に充てる！とありますが、あまりに紙上の数合わせで、現実に即応していないと思います。相当数の親は「園」選びに慎重です。親もそれぞれ自分の子育て観にあった「園」選びをするはずです。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、幼稚園や保育所などへの教育・保育ニーズにつきましては、教育・保育提供区域（札幌市では行政区としています）ごとに「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定めることとされています。</p> <p>しかし、居住区以外の区に所在する幼稚園や保育所を利用している実態があることや、提供区域内のみで「量の見込み」を確保しようとする、供給過多（量の見込み以上に提供体制を確保している）の場合では、入所している子どもがいるにも関わらず、量の見込みの分までしか利用定員を設定することができなくなってしまい、入所が継続できなくなってしまう可能性があります。</p> <p>これらの事情を踏まえ、供給過多が生じている区の供給量を供給不足の区に充当するものです。</p>
<p>2 基本的には各区内でニーズの充足をすることが望ましいと考えます。しかし、現実的に区内での充足が困難な場合には利用希望者のニーズと大きく乖離しない範囲で隣接区の余剰を充てることもやむを得ないのではないかと。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、幼稚園や保育所などへの教育・保育ニーズにつきましては、教育・保育提供区域（札幌市では行政区としています）ごとに「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定めることとされています。</p> <p>しかし、居住区以外の区に所在する幼稚園や保育所を利用している実態があることや、提供区域内のみで「量の見込み」を確保しようとする、供給過多（量の見込み以上に提供体制を確保している）の場合では、入所している子どもがいるにも関わらず、量の見込みの分までしか利用定員を設定することができなくなってしまい、入所が継続できなくなってしまう可能性があります。</p> <p>これらの事情を踏まえ、供給過多が生じている区の供給量を供給不足の区に充当するもので、基本的な考え方をご理解賜り、誠にありがとうございます。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>3 認可定員を利用実績人数に設定することで、緊急の一時預かり受け入れなどに支障をきたすことはないのでしょうか？ 数的な入所児の振り分けを考えると、区をまたいで対応することで収まるように見えますが子どもを預ける実際を考えると、区に関係なく保護者の勤務先に近い預け先であったり、保護者が送迎しやすい地域での入所もある中で、預けにくさや混乱が生じるように思います。</p>	<p>一時預かり事業の実施につきましても、各施設の設置者に対する意向調査の中で、設定する利用定員とともに確認することとしています。意向調査の実施にあたっては、当該事業の実施の意向も加味できるような調査内容としたいと考えております。</p>
<p>4 また、特に幼稚園においては、それぞれの教育方針や特徴によって、保護者が我が子合った入園先を選んでいると思われませんが、そのような選択の自由や柔軟さは今後どのようなようになっていくのでしょうか？就学前の子どもたちが過ごす集団生活の場所は、多様な特徴があって良いと考えていますが、これまでの資料や説明からは画一的な保育現場になってしまう上に、選択肢が狭められるような印象を受けます。</p>	<p>供給過多が生じている区の供給量を供給不足の区に充当することとしても、保護者が施設を選択する自由や柔軟さはこれまでと同様で変わりありません。</p>
<p>5 既存の幼稚園が認定こども園に移行した場合、入所希望者は居住する区の中で選択しなければならないのでしょうか（この件については以前に言及されていたようにも思いますが）。つまりこれまで幼稚園はその園の教育方針等によって、居住区に関係なく入所していたと思います。バス送迎を広い範囲でおこなっている園も珍しくありません。札幌市が幼稚園から認定こども園への促進を考えているのであれば、このあたりは園児募集に影響する重要な部分だと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>既存の幼稚園が認定こども園に移行した場合であっても、保護者が施設を選択する自由や柔軟さはこれまでと同様に変わらず、居住区に縛られずに入所を希望することができます。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>(2) 2号認定(3～5歳・保育の必要あり)のうち学校教育利用の希望が強い児童を除く及び3号認定(0～2歳・保育の必要あり) (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P5～)</p>	
<p>1 認可定員を増やすことによって対応する場合、増員した認可定員から更に120%の受け入れを行うことには反対。専有面積や職員配置基準を下回ることがないように十分な配慮を求めます。</p>	<p>定員増した認可定員からさらに定員を超過する児童につきましては、あくまでも面積基準や職員配置基準を遵守した上で各施設で受け入れすることができます。また、札幌市としましても運営状況を監査することにより、面積基準や職員配置基準が遵守していることを確認してまいります。</p>
<p>2 定員を超過して児童を受託している保育所について、実際の入所数に応じた利用定員を設定できるように、基準を満たす範囲で定員増を求めるといった点についての意見です。子どもに対する保育者数はすでに決まっていますが、実際にはそれ以上に保育士が必要であると聞いています。しかし入所希望が多いため、それに応えるため、最大限の努力をされて、児童を受け入れているものと思われまます。特に近年は保育者不足という問題もあります。P6の最後の行にあるように、年度の後半に行けば行くほど超過入所者数が増えているというのは、園生活に慣れた子どもが多くなるので可能になるものであり、はじめから定員増できるというのは、すこし無理のある考えではないでしょうか。</p>	<p>「量の見込み」が減少傾向であることから、新規施設や事業の増加を最小限にするためにも、既存施設に設備や運営の基準を満たす範囲で可能な限り認可定員増にご協力いただき、供給量を確保したいと考えております。また、利用定員の設定につきましては、札幌市が提示した基本方針をご理解いただいたうえで、各施設の設置者に対する意向調査にて、それぞれの状況から設定可能な利用定員数について各園でご検討いただき、この結果を踏まえて設定することとしたいと考えております。</p>
<p>3 2号認定こども及び3号認定こどものニーズ量が供給量を上回っている教育・保育提供区域(行政区)において、新たな保育所を設置するのではなく、既存の保育所の定員増を優先的に行い、供給量を確保するという札幌市の方策案は妥当であると考えます。このことは、札幌市の考えのとおり、保育の質の確保の観点、将来的に迎える供給過剰状態時(供給量>ニーズ量)に定員減によって柔軟に対応できるという観点からも妥当であると考えられます。</p>	<p>ニーズ量の目標年度について 国が策定した「待機児童解消加速化プラン」では平成29年度末までに待機児童解消を目指すこととされており、これを踏まえて各自治体が策定する子ども・子育て支援事業計画において提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされており。このため、札幌市が策定する子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量の目標値につきましても、平成30年度のニーズ量を目標値として、平成29年度末までに供給量を確保する計画としたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>しかしながら、定員が増えるにつれて児童1人当たりの保育単価が下がるという保育所運営費の性質上（平成27年度以降の公定価格においても同様）、定員の引き上げは保育所の運営に影響を与えるという問題が生じてしまいます。また、定員の設定は、直近3年間（平成23年度～平成25年度）の平均入所者数を算出し1の位を切り上げて設定するとありますが、この定員設定の方法は、ニーズのピークである平成27年度により多くの供給量を確保する上で容易かつ即効性の高い方策である一方、ピークが過ぎる平成28年度以降は、ニーズ量の減少に伴い、定員を下回る保育所を生み出してしまうという側面を持ち合わせます。さらに、保育所の入所者数は年度途中から増える（産休明け・育休明け児童の受け入れによる）という近年の傾向を踏まえると、定員増によって、年度当初の定員割れが常態化することは、地域性に関わらず全市的に起きてしまうことが予測されます。</p>	
<p>したがって、既存の保育所の定員増によって供給量を確保するという札幌市の考えに妥当性を見出すものの、定員増による運営への影響を勘案し以下の代替案及び措置についてご検討いただくようお願いいたします。また、提供体制の確保に当たっては、ピークである平成27年度のニーズ量を目標値とするのではなく、平成28年度以降は毎年度約1,500人、就学前児童数が減少するといる推計値を勘案し、計画最終年度の31年度のニーズ量を目標値として計画を策定することを併せてお願いいたします。</p>	
<p>4 (1) 定員増は原則10人とし、20人以上の引き上げについては、大幅な収入減をきたすことから施設との十分な協議の上、行うこととする。また、10人の引き上げの場合であっても、直近3年間の平均入所者数の1の位を四捨五入することを基準として施設と協議を行うこととする。</p>	<p>(1) について 「量の見込み」が減少傾向であることから、新規施設や事業の増加を最小限にするためにも、既存施設に設備や運営の基準を満たす範囲で可能な限り入所実績に基づいた認可定員増にご協力いただき、供給量を確保したいと考えております。また、利用定員の設定につきましては、札幌市が提示した基本方針をご理解いただいたうえで、各施設の設置者に対する意向調査にて、それぞれの状況から設定可能な利用定員数について各園でご検討いただき、この結果を踏まえて設定することとしたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>5 (2) 平成31年度までの計画期間中であっても、年間平均入所者数が2年連続で1の位が4以下で定員を下回った場合、定員減について協議することとする。計画期間終了後の平成32年度以降は、単年度の場合も柔軟に対応することとする。</p>	<p>(2) について 新制度移行時に設定した利用定員につきましては、その後の入所状況に応じた定員変更の運用ルールを検討しております。</p>
<p>6 (3) 定員を引き上げた場合、年度当初は定員を下回り、年度途中で定員に達することが想定されるが、年度途中で定員に基づく保育士を確保することは、昨今の保育士不足を鑑みると困難であることから、年度当初から定員に基づく保育士を確保しなければならない。したがって、入所児童数にかかわらず、年度当初から定員に応じた保育士配置のための人件費補助等の措置を講じる。</p>	<p>(3) について 公定価格の設定にあたっては、教育・保育を提供するために必要な費用について、定員・利用規模別の経費構造を考慮したうえで、保育所においては10人単位で小刻みに定員区分が設定されていることから、年度内の入所児童数の増減の影響が少ない制度設計になっているものと考えておりますが、4月1日現在の入所児童数による基準保育士数を超えて配置する場合には、年度当初からの配置についても本市独自に予備保育士の雇用費補助の対象としておりますのでご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>7 ニーズ量の多い地域の保育所は、待機児童対策として、利用定員以上の超過入所を勧奨してきた経緯があります。しかしながら、利用定員は、保育の質、子どもの安全を確保する観点から設定されているものだと思います（具体的な決定方法は分からないので教えて下さい。）超過入所は、保育所の増設などで供給量がニーズに追いつくまでの緊急のやむを得ない措置というべきであり、超過入所を前提として利用実績を定員とすることには、反対です。</p>	<p>従来から札幌市に権限のある保育所の「認可定員」の設定につきましては、保育所が設置される地域の保育需要や施設の設備の状況等を勘案し設定しております。 一方、「利用定員」の設定につきましては、給付や計画上の供給量の根拠となる定員として新制度において新たに設けられた考え方です。 「利用定員」を現状の超過入所を含めた利用実績で設定した場合においても、児童の受入数については、条例で定める基準の中において各保育所がご判断いただくこととなりますので、現状と変わらないこととなります。</p>
<p>8 そもそも、現在の「利用定員」はどのような基準で設定されているのでしょうか。</p>	

質問・意見内容	事務局回答
<p>9 超過入所を認めている保育所では、4月1日時点では利用定員数を受け入れ、その後、年度途中で、体制を整えつつ、休業明けの入所希望者などを少しずつ受け入れ、3月1日が児童数のピークとなっているところが多いと思います。利用実績数を定員とした場合、4月1日時点でピークの人数を受け入れることになってしまい、年度途中の児童の受け入れができなくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>利用定員の設定につきましては、札幌市が提示した基本方針をご理解いただいたうえで、各施設の設置者に対する意向調査にて、例年の受入れ状況などそれぞれの状況から設定可能な利用定員数について各園でご検討いただき、この結果を踏まえて設定することとしたいと考えております。</p>
<p>10 超過入所数を前提として利用実績を定員とすることの理由として、児童数の減少により保育ニーズが減少する見込みであることが挙げられていますが、これまでも、児童数は減少しながら待機児童数（保育ニーズ）は上昇してきました。保育ニーズは児童数のみではなく、家庭の就労形態などによって変わり、児童数が減少するから保育ニーズも減少するとは言えないのではないのでしょうか。</p>	<p>教育・保育ニーズに係る量の見込みにつきましては、国の手引きによりアンケート調査結果により算出した潜在的なものも含めた利用希望の割合に各年の推計人口数を掛けたものにより算出することされております。 資料1にて御説明差し上げましたとおり、札幌市における人口推計では、就学前児童の数は年々減少していく見込みとなっていることから、教育・保育ニーズに係る量の見込みは年々減少していくとになります。</p>
<p>11 「対応方針②」6行目に「利用実績を上回る利用定員の設定を行う」とありますが、それまでの説明には、利用実績を上限とするような説明となっていますが、基準を満たせばそれ以上の定員増を実施するというのでしょうか。</p>	<p>供給不足が生じている区に限り、施設の設置者から希望があり、設備及び運営の基準を満たす場合には、利用実績を上回る利用定員の設定を行うことを可能としたいと考えています。</p>
<p>12 「認可定員を増やすことを勧奨する」とありますが、決定権限は保育所にあるのでしょうか。</p>	<p>認可定員を超える利用定員を設定する場合は、認可定員を利用定員まで引き上げる手続きが必要となりますが、この手続きは各保育所からの届け出に基づくこととなりますので、決定権限は保育所にあります。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>札幌市における1～3号ニーズに対する供給量が不足した場合における対応基本方針 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 別紙2)</p>	
<p>1 小規模保育事業の拡充については賛成。 しかし、3歳を超えたときにそれ以降の受け入れ先が明確に確保されることが必要であるため、事業所間及び法人間での連携については十分な配慮が必要であると考えます。</p>	<p>小規模保育事業を認可するに当たっては、3歳に到達した後の受け入れ先を一定程度担保するために、事業主に対し連携施設の確保を求める等の対応を検討しています。 また、当該事業の利用希望者には、当該事業は3歳に到達した年度末まで利用し、その後は、連携施設を中心とした他施設に入所することが基本となることを説明し、十分にご理解をいただくよう配慮してまいります。</p>
<p>2 基本的な考え方としては「基本方針」に賛成。しかし、「長期的にみると就学前児童数は減少傾向にあり、保育ニーズは減少傾向にあると考える」という考え方を表記することには反対。そもそも少子化対策として子育て3法と新制度の確立を目指しているのであれば、この制度・施策によって少子化傾向から脱却し、出生率の増加が期待されるようなビジョンが示されるべき。特に基本方針であるならば未来に希望が持てるような基本方針であることが望ましいと考える。この文章があることによって、とりあえず現在問題視されている待機児童問題を早急に解決することが目標と捕らえられると良くないように思われる。</p>	<p>今回のニーズ量の算出については、5月15日の会議でも御説明させていただきましたとおり、原則として国の手引きに基づき、人口推計にアンケート調査により把握した利用意向率を乗じて算出しております。 子ども・子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることにより、安心して子どもを生み、育てることの社会の実現を目的に創設されたものです。したがって、本市がこの制度の目的を十分に達成することができれば、委員御指摘のとおり出生率が上昇していくことが期待されます。 今回、策定しようとしている(仮称)札幌市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度～平成31年度までを計画期間とするものであり、また計画の中間年度で計画を見直すことが義務付けられていることから、出生率が上昇に転じ、当初見込んだ人口推計が実態にまったく合わなくなった場合には適宜計画の見直しを図ることなどにより必要な保育サービスがいつでも利用できる札幌市を目指したいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>3</p> <p>3号の施設についての優先順位ですが、⑦～⑨の小規模保育事業についての順位は理解できますが、家庭的保育事業（保育ママ）が⑨の中に入っています。これまで家庭的保育事業は⑥と平行でおこなわれてきていたと認識しています。保育ママは0～1の低年齢の児童にとっては、有効は保育であると感じています。単に形式だけ整え経験者が少ない小規模保育よりも、むしろ安心して保育を任される場合もあります。単純に規模の大きさだけで優先順位を決めることのないようにしていただきたいと思います。</p>	<p>地域型保育事業のうち小規模保育事業（A～C型）及び家庭的保育事業の優先順位の設定方法につきましては、各事業での保育士資格を有する者の割合が多い順としています。</p> <p>なお、現在、実施している家庭的保育事業（保育ママ）等につきましては、新制度への移行に当たって最優先の確保策であると位置付けしており、新制度移行後は保育ママ1人で行っている居宅型が⑨の「家庭的保育事業」に、ママ2人で行っているグループ型が⑨の「小規模保育（C型）」に移行する予定です。</p> <p><参考：事業ごとの保育士資格を有する者の割合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業A型：すべて保育士（国基準どおり） ・小規模保育事業B型：保育士が2/3以上（国基準よりも上乘せ） ・小規模保育事業C型：必要な研修を修了した保育士（+家庭的保育従事者）→保育士が1/2以上（国基準よりも上乘せ） ・家庭的保育事業：必要な研修を修了した保育士（+家庭的保育従事者）→保育士が1/2以上（国基準よりも上乘せ）
<p>4</p> <p>0歳から就学前までの施設を優先すべき</p> <p>①（0歳から就学前で受託できる施設の確保を最優先するという方針は）妥当</p> <p>②この場合も0歳から就学前までの施設を優先すべき。3歳未満児のみの施設・事業では、その後の受け入れ先の問題が発生する。（3歳からの受け入れ先がない、希望するところに行けない等）また、少人数から大人数のクラスになるなど保育環境が変わることも子どもにとっていいことではないのでは。小規模保育事業・保育ママ等の3歳未満児のみの施設・事業は利用者の選択肢を増やす考え方で。</p>	<p>不足する供給量の確保策として、0歳から小学校就学前までの児童を受託できる施設を最優先としたいと考えております。</p> <p>しかし、1号認定こども及び2号認定こどもの供給量は充足している一方で、3号認定こどもの供給量のみが不足している場合には、当該認定区分のみを供給することができる地域型保育事業を新規認可していくことが妥当であると考えています。</p> <p>なお、小規模保育事業及び家庭的保育事業を認可するに当たっては、3歳に到達したあとの受け入れ先を一定程度担保するために、事業主に対し連携施設の確保を求める等の対応を検討しています。</p> <p>また、施設や事業の利用希望者には、当該事業は3歳に到達した年度末まで利用し、その後は、連携施設を中心とした他施設に入所することが基本となることを説明することとし、十分にご理解をいただくよう配慮してまいります。</p>

質問・意見内容	事務局回答
地域型保育事業について	
<p>1 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業の数の確保において今後ともニーズ量に対応するように供給量を確保するように努めて頂きたいと思います。分析も5年先迄なされ解り易く拝聴いたしました。しかし、地域型保育に頼る傾向が有り子育てサロンと同様に地域に負担がかかるように思います。</p>	<p>地域型保育事業は、「地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する」ことを目的に小規模保育事業等を事業者が実施する事業として位置付けられたものであり、地域の方々にご負担をおかけするものではありません。 なお、地域の方々が運営されている子育てサロンについては、引き続き運営支援を行うことで負担感の軽減に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>2 今後の出生率や人口の推移に柔軟に対応するためにも、地域型保育を推進することが求められると考える。その際、給食サービスに関して外部搬入を認めるなど柔軟な対応が必要なのではないか。</p>	<p>小規模事業は3歳未満を対象としており、省令において給食の提供方法は従うべき基準として連携施設等からの搬入を除き、給食の提供は自園調理とされています。 また、給食の提供は、児童の発育段階や健康状態に応じて適切に行う必要があります。また、アレルギー、アトピー等への配慮を行う必要もあることから、日常的に児童やその保護者と接する事業者が責任を持って行うべきであると考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>2 地域子ども・子育て支援事業関係 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3)</p>	
<p>1 資料4の「地域子ども・子育て支援事業」に関する『②確保』の欄に、分かる範囲で結構なので現状のデータがほしい。「地域子育て支援拠点事業」も同様に区ごとの資料があると良い。</p>	<p>別紙のとおり回答いたします。</p>
<p>2 現段階の判断としては妥当だと考える。人口の推移からはじまる区ごとの細かいデータは良い判断材料になる。最終的には、各事業所の意向調査を見て判断できると考える。</p>	
<p>(1) 利用者支援事業 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P9～)</p>	
<p>1 厚別区は、就学前児童数、小学校就学児童数ともに他区に比べて少ないせいか「区保育・子育て支援センター」(ちあふる)が在りません。何故でしょうか。センターが出来ると、一時預かりや相談等、一か所で悩み事が解消されます。歩いて通える身近な所でちあふるのような子育てサロンの拠点になる場所があると大変助かります</p>	<p>「区保育・子育て支援センター」(ちあふる)は現在市内7区に設置しており、全区への設置に向けた検討を行っているところです。未設置区の一つである厚別区についても「ちあふる」を整備するべく検討を進めています。</p>
<p>2 平成27年度でニーズを上回る供給量を確保する事が出来た為、常設サロンの設置はなされない様です。数が増えたせいもあるのか、1サロンで1日の入場者が少なくなった様に思います。次のステップとして各サロンの特徴を活かしながら横の連携を図っていきたくと思っています。乳幼児親子さんにPRし、ニーズに応じたサロンで楽しんで頂ければと思います。</p>	<p>常設サロンの設置は、第3次札幌新まちづくり計画に基づき26年度中の全中学校区の設置を目指しますが、達成されない場合には、27年度以降も引き続き設置を進めることを予定しています。 ご意見で頂戴したとおり、地域の方々が運営する子育てサロンや常設子育てサロンを含め、各サロンの横の連携が図られること、また各サロンをPRすることは重要なことと思っておりますので、札幌市としても支援をしてまいりたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>3 けっこう大切なことがザクザクさっくりと説明されて大変戸惑いました。 保育コーディネーターの動きが全く見えないので不安を感じる。新制度の施行にあたって、もっともっと大々的にPRするべきだと思う。何をどこまでできるのかも明確にしてほしい。</p>	<p>先般の会議運営については至らぬ点が多く、大変申し訳ございませんでした。保育コーディネーターは利用者支援事業に位置付けられるものと認識しており、新制度下においても大変重要な役割を担っておりますので、その業務内容も含め、今後も市民に対し周知を図ってまいりたいと考えています。</p>
<p>(2) 時間外保育事業 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P11)</p>	
<p>1 新たに保育短時間利用者の延長保育が発生することとなると思うが、その部分のニーズには対応できるのか。(今回のテーマと直接関係ないかもしれないが、「保育短時間で延長保育が常態化＝標準時間の延長なし」となるが、保育料や保育士配置(運営費)の考え方は))</p>	<p>現行の保育所入所者は、全て開所時間の利用が可能となっていることから、現行体制でも対応可能と考えています。保育短時間については、国において、13事業の延長保育の検討の中で利用者負担を含めた補助のあり方を検討することになっています。</p>
<p>(3) 放課後児童健全育成事業 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P12)</p>	
<p>1 児童会館の他、各学校にミニ児童会館が出来、放課後の子供達の居場所が確保できています。親子で喜ばれて居ります。今年で私の地域ではニーズ＝供給量を確保出来ました。子ども未来局の方々始め、皆様方のご努力に感謝して居ります。</p>	<p>札幌市では、留守家庭児童の放課後の居場所として、187か所の児童クラブを開設し、1万人以上の児童が利用している状況です。しかし、まだ小校区内に児童会館及びミニ児童会館がないところもあるため、こうした地域においては、小学校の余裕教室等を活用しながら、ミニ児童会館の整備により児童クラブを開設し、供給量を増やしてまいりたいと考えております。</p>
<p>2 12ページの放課後児童健全育成事業についても下から5段目以降の説明でも「最低限として供給できる見込み量である」の表現も、やはり数合わせ的な視点でその考え方を将来的な出生率の増加を見据えての施策に方向転換しないかぎり、親は「小1の壁」の前で足踏みし続けることでしょう。</p>	<p>今回お示したニーズ量や供給量は、今後5年間の事業計画を策定するに当たって、児童推計や調査結果などを踏まえ見込んだものであり、計算上では一定の供給が確保できるものとしたところであります。しかし、児童クラブの過密化や児童クラブがない小学校区があることなど、取り組むべき課題は多いものと認識しており、小学校入学後も保護者が安心して働き続けることができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>3 大きな問題がないと考える。しかし、「放課後児童健全育成事業」は市全体の供給量は満たしているものの事業所によっては偏りがあるとのことなので、保育所等の区ごとの需給差と同じように、可能な限り区ごとにバランスを見て判断してみたい。</p>	<p>別紙のとおり回答いたします。</p>
<p>4 放課後児童健全育成事業とはいったい何を指すのか。留守家庭児童だけに着目しているようだが、以前の会議で指摘した通り、札幌市の放課後児童対策は、留守家庭児童だけでなく、自由来館児童、さらには中高生にも対応してきたはずである。会議では今後の検討課題との回答があったがいつどこで検討するのか明らかにしてもらいたい。</p> <p>5 現状では、児童会館などで育成事業を行うしか物理的には考えられないがニーズを算定するにあたって登録実績を基に算定されていると思われるが、自由来館児童等も考慮しなければ施設面積や職員数についての議論ができない。</p>	<p>放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後、児童会館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。設備及び運営に関する基準についても、この放課後児童健全育成事業を対象としているところであります。自由来館児童や中高校生の利用については、（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画に「子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実」という項目を設けた上で記載することとしておりますことから、その際にあらためて御意見をいただきたいと思いますと考えております。</p>
<p>6 また、専用区画の面積は、1.65㎡以上とあるが専用区画が何処にあたるのか明確にしてほしい。この件も以前の会議で指摘済。</p>	<p>専用区画は、児童クラブ員だけが過ごす場所ではなく、事業の実施場所であり、児童会館としては、クラブ室や遊戯室等、ミニ児童会館は活動室等が該当します。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>7 「専用区画」の判断基準がはっきりしめされていない。自由来館の子のスペースはどう考えているのかも不明。更に、民間児童育成会については供給量としては文言に入っているのですが、対応方針の部分にも入れてほしい。札幌市は今まで多様なニーズにこたえるために民間学童保育も支援してきたのではないかと。児童クラブに通えない不登校の子や大勢の子がいる中では過ごせない子も、近年ますます求められている家庭支援の必要な子どもたちのためには民間学童保育所の箇所数増も事業計画に見込まれるべきと考える。ニーズ調査でも保育料が下がれば利用したいという潜在的なニーズはあった。また、民間学童保育の施設については、1.65㎡が確保されていない場合は2か所目の施設や分割のために施設確保を札幌市として支援が必要と考える。国は今後、5年間で30万人の受け入れ増を示唆していることを考えても、事業計画で民間学童保育も含め、箇所数増を見直すべきと考える。</p>	<p>国では、専用区画について、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画であり、体育館や事務室、トイレなどは含まないとの考え方を示しています。しかし、専用区画以外の活動場所としては、児童会館の体育室や学校の体育館、公園などもあるため、今後もこうした場所を積極的に活用しながら、自由来館の子どもたちにも配慮した運営に努めてまいりたいと考えております。また、民間施設における放課後児童クラブについては、子どもや保護者の多様なニーズの受け皿として、児童クラブとともに放課後の居場所の役割を果たしていくものと認識しております。</p>
<p>8 ニーズの捉え方は、札幌市全体の留守家庭（登録児童）の見込みではなく、小学校区毎の児童数を推定し、来館数を推計しなければ、地域間でアンバランスが生じる。（児童会館やミニ児童会館が、留守家庭児童だけに特化するのではあれば別だが）</p>	<p>今回のニーズは留守家庭を対象としておりますが、今後の整備計画においては、小学校区の児童推計も踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>9 2013年4月段階で、ミニ児ではすでに20施設以上が施設の面積基準を超えた児童生徒を受け入れている状況になっており、今後ますます狭隘化が進むと考えられる。専用区画をどのように設定するかで、児童会館も基準オーバーの施設が明らかになる。500㎡未満の面積で建設していた従来の考え方を改めなければ、実性に対応した施設とならない。</p>	<p>専用区画として、一定の面積は確保しなければならないと考えており、今後の整備方法としては、児童会館と学校の複合化により施設の有効活用を図ることで、建設及び維持管理のコストを抑えながら、利用児童の増加などに対応してまいりたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>10 児童会館と放課後児童健全育成事業（学童保育）は対象の児童も目的も役割も違う事業なのでそれぞれの拡充が求められている。児童会館の整備と併せて、児童福祉法にも規定されている学童保育については4月30日に示された「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」第5条には「あそびや生活が可能となるよう…」とある。生活の場としては小学生が自分の足で通える範囲は小学校区なのではないのか。過密状態の児童クラブの登録者を余裕ある校区に通うよう数字上だけで試算されているように感じる。</p>	<p>児童クラブの過密化については課題として認識しており、対応について検討してまいりたいと考えております。 基本的な対応方針としては、小学校の児童数が多い場合や校区内に児童クラブがない場合などは、一部の施設に児童が集中する傾向があるため、児童クラブ間の利用調整、ミニ児童会館の新設拡張、学校と併設した児童会館の再整備を進め、過密化の解消を図っていきたいと考えております。</p>
<p>11 専用区画は、衛生及び安全が確保されたものではないとあるが、ミニ児は手洗い・トイレも学校施設を借りている状況である。どの様に考えているのか。ミニ児の学校における設置場所についての検討が必要。</p>	<p>放課後児童健全育成事業の実施にあたり、手洗いやトイレは必要な設備になりますが、他の利用者等との共用が可能な状況であれば問題ないと考えております。また、ミニ児童会館については、余裕教室の活用と学校施設の共有使用により、整備費を抑えながら、安全で安心な放課後の居場所をつくることができ、学校運営にも支障がないよう配慮しているところです。</p>
<p>12 子育て支援活動支援事業における自由来館児童等を含んだ職員配置基準についてどのよう考えるか。</p>	<p>現在、児童会館やミニ児童会館では、館長1名と指導員2名を基本とし、利用児童数等に応じて指導員を増員してきたところですが、今後は放課後児童支援員の配置基準も踏まえた新たな職員配置基準を検討いたします。</p>
<p>13 放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上とし、うち1人を補助員をもってこれに代えることが出来るとあるが、正規1人・非正規1人という解釈か。以前の会議では、児童数が20名に満たない単位では資格を持っていない職員（補助員）の配置が認められるということであったと思うが確認したい。</p>	<p>基準において支援員の雇用形態まで規定する予定はありませんので、各事業者が実情などに応じ判断することになります。また、児童数が20人に満たない事業所の特例は、同一敷地内の施設等の職員が補助員として兼務することを認めるものであり、支援員として1人以上は必要となります。</p>
<p>14 一般来館児とは区別するために「支援の単位はおおむね40人以下」の基準があるはずなので、児童クラブのグループ分けのイメージや職員配置をはっきり示してほしい。今までの一般来館児と区別しないという内容と変わらないのであれば、何のための条例化だろうか。</p>	<p>児童クラブにおけるグループ分けや職員配置については、実際に運営管理を行っている団体とも協議しながら検討していく予定です。</p>

質問・意見内容		事務局回答
15	障がい児について、国から5人以上受け入れた場合に障がい児加算が示されているが、学童期の子どもは体格も大きくなり指導員は体をはって仕事をしているため、札幌市として上乘せしたものを出してほしい	障がい児の対応充実については、国においてもまだ検討段階であるため、今後の動向に注視してまいりたいと考えております。
16	予算などの関係から18:30半を超えて開所するクラブについて、現状で常勤職員を配置できていない施設もあると聞いている。常勤職員1人を配置	基準において支援員の雇用形態まで規定する予定はありませんので、各事業者が実情などに応じ判断することになります。
17	ミニ児は、学校長の裁量に任されている所が多く現場では大変な思いをしていると聞いている。新制度にあたり、札幌市の指針が整理された段階で教育委員会・小学校長会から統一方針を出すべきと考えます。 *体育館については、5時までミニ児が専用で使用等	現在、市長政策室で進めている「(仮称)市有建築物の配置基本方針」の策定においても、小学校諸室の有効活用について議論されているところでありますので、その動向も注視してまいりたい。
18	児童会館の在り方について議論の場を設けるべきと考えます。児童会館の施設としての役割は留守家庭児童だけなのか、自由来館児童や中高生を含んだものなのかを考えなければならないと考えます。将来的には、単独の児童会館は減少し小学校と併設した施設となっていくと考えられますか、児童会館がミニ児童会館化すれば中高生の「つどう」施設の確保が必要となり、また200近くの館を分割管理し、更に中高生対策を兼ねたセンター館を新設するなどの議論が必要と思われまます。	児童会館は、児童福祉法に定める「児童厚生施設(児童館)」として、18歳未満のすべての子どもを対象とした施設ですので、今後も、留守家庭児童に特化するのではなく、すべての子どもの居場所としての役割を担っていきます。 また、児童会館と小学校が併設することで、児童会館の専用面積は少し小さくなりますが、学校や地域団体と調整を図り、家庭科室や音楽室、体育館を有効活用することで、中高生にとっても、現状より活動領域が広がると期待できます。 また、児童会館及びミニ児童会館の管理運営にあたっては、市内を10ブロックに分け、ブロックごとに責任者を配置し、ブロック内各館の調整を図るなど、これまでも効果的な取り組みを進めてきましたが、今後も、センター館機能の強化を検討してまいりたいと考えております。

質問・意見内容	事務局回答
<p>(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P14)</p>	
<p>1 全市での供給量は足りているようだが、利用者ニーズとしては居住区に施設があった方がいいのでは。受け入れ先の問題もあると思うが全区設置へ向けた検討も必要では。(実際、居住区に施設がなく、近隣区の施設を利用しようと思ったが希望日には対応できず遠距離の施設を利用せざるを得ないケース、遠距離のため利用を断念し高額な保育サービスを利用せざるを得ないケース、仕方なく子どもだけで留守番をさせたケースもあると聞いている)</p>	<p>○ ショートステイは、既存の児童養護施設等を活用して実施する事業です。ショートステイ実施を目的に児童養護施設を設置することは難しいと考えられます。(なお、児童養護施設については、より家庭的な養育環境を推進する目的から、小規模のグループホーム等への転換を進める傾向にあり、札幌市においても、新たに施設を設置する予定はありません)</p> <p>○ 現時点では、全市として供給量が確保されていることから、27年度以降の利用実態等及び他の預かり事業の状況を見極めながら、他の施設形態での実施について検討したいと考えております。</p>
<p>(5) 地域子育て支援拠点事業 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P15)</p>	
<p>1 3号認定の児童が全員希望する保育所等に入所できる供給量が確保できるのであれば3号認定を差し引いてもいいと思うが、月64時間に下限を下げたことにより、入所希望者は増加すると思うので、全員入所できる供給量をすぐに確保することは困難ではないか。そうであれば、単純に3号認定を差し引いていいとはならないのでは</p>	<p>3号認定を受ける子どもをニーズ量から差し引くことについて 月64時間に就労下限時間を下げた場合においても、3号認定を受ける児童を受け入れられるだけの保育所等の保育サービスを提供する予定としています。したがって、現時点においては、3号認定を受ける児童については、日中保育サービスの提供を受ける可能性が高いと判断し、当該事業のニーズ量から差し引いたものです。</p>
<p>2 ニーズを2歳以下としているが、常設子育てサロンの利用実績で3歳以上の利用はないのか。(国の手引きが2歳以下となっているのは承知しているが)</p>	<p>ニーズ量の算出対象年齢を2歳以下としていることについて ニーズ量算出にあたっての対象年齢は、国の手引きと同様に2歳以下としています。国において2歳以下としているのは、国の当該事業の実施要綱において、「主として概ね3歳未満の児童及び保護者を対象として実施する」としていることによるものと捉えています。</p> <p>札幌市においても、2歳以下の利用者の実績が約8～9割となっており、主な利用者が2歳以下であることから、国と同様の取り扱いとしたものです。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>3 全中学校区設置について 本当に全中学校区に常設子育てサロンを設置する必要があるのか。「3次新まち」の目標は理解できるが、サロンだけではなく地域の拠点の役割を担っていくことなど、計画当初とは役割が異なることを考えると、目標にとらわれず地域の状況を十分把握したうえで、計画を見直すことも必要では。</p>	<p>地域子育て支援拠点事業の基本的な役割として、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）があります。 これらの支援を受けるためには、より身近な場所にあることが望ましいため、3次新まちでは全中学校区の設置を目標としています。設置にあたっては地域の子育て支援の関係者、団体のご意見等もいただきながら、地域の状況を踏まえた整備を進めているところで</p>
<p>(6) 一時預かり事業 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P16)</p>	
<p>1 ①今回、就労の下限が月64時間（週16時間）になったことにより、保育所入所申し込み（保育短時間）が増えると思うが、本当に8時間×5日（6日）の保育が必要な場合とそうでない場合があると思う（保護者が8時間×5日預けたいかどうかも含め）ことから、一時保育も選択できるよう受け入れ枠の拡充が必要では。「一時保育は先着順で利用できなかった、利用者が固定化されていて断られた」などの状況も聞いていることから供給量が不足している現状の改善が必要。</p> <p>②また、月64時間就労の利用者が、保育短時間の利用と一時保育を選択できるようになれば、保育短時間希望者も少しは減るのでは。（保育時間を考えても家庭保育可能な場合は家庭で保育した方が子どものため、利用料負担の面でも一時保育の方が低額で済むのでは。</p>	<p>①・② 保育短時間利用と一時預かり事業について 一時預かり事業は、利用に当たっての就労時間の上限を設定することは想定していないため、保育短時間認定の有無に関わらず、一時預かりを利用することが可能となっています。保育短時間認定をうけて保育サービスを受けるか、一時預かり事業を利用するかは、利用料も含めた個々の状況に応じて保護者が選択することとなりますが、一時預かり事業のニーズ量については、1号～3号認定を受ける見込みの方の利用も想定してニーズ量の把握をしており、当該ニーズに対して類似事業も含めた供給体制を確保することで、必要とされるサービスを提供できるよう努めてまいります。 なお、新制度のもとでの保育短時間利用及び一時預かり事業の利用者負担については現時点で確定しておりませんが、現行の認可保育所における一時預かりの利用料金の標準額は以下のとおり定めています。</p> <p>【事由】</p> <p>①保護者の短時間労働、職業訓練等により、一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童</p> <p>②保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童</p> <p>③保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>③また、保育する側も、週に5日登園することになっているが欠席が多く週2～3日しか登園しない、8時間利用することとなっているが預けに来る時間が遅い・迎えに来る時間が早いなどが考えられ保育に支障がでるのでは)</p>	<p>【利用料】 ①、②・・・満3歳未満 2,000円、満3歳以上 1,200円 ③・・・私的理由による保育児童・・・満3歳未満 2,700円、満3歳以上1,600円 ※ 保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として300円を左記利用料に加算する。</p> <p>③ 保育所の利用に当たって 保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）は、施設ごとに一貫した保育を提供するため、たとえば9時から17時までといった一律の時間帯を設定されることが想定されています。利用者がその時間帯でどのように利用するかは、個々の状況によって異なることから、施設と利用者との間で、状況に応じた対応ができるよう適切に連絡体制が確立されることが重要なことと考えます。</p>
<p>(7) 一時預かり事業（在園児対象型除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ） （平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P7～）</p>	
<p>1 今回は夜間一時預かり（トワイライトステイ）のニーズ量調査は行っていないが、供給体制の有無にかかわらず、夜間一時預かりのニーズは調査する必要があるのでは。</p>	<p>夜間の一時預かりについて 一時預かり事業に関するニーズ量調査では、預けたい時間帯を限定した調査は行っておりません。したがって夜間の一時預かりニーズもこの中に含まれているものと捉えております。供給体制としては、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）において、22時まで（子育てサポートセンター）又は23時まで（緊急サポートネットワーク。病児・病後児預かりを除く）の預かりに対応していることから、これらの供給量を確保していくことにより、夜間の預かりニーズに対応してまいりたいと考えています。なお、トワイライトステイについては、国の実施要綱では児童養護施設や母子生活支援施設などでの事業実施が想定されていますが、札幌市では現在の入所者や他事業の運営等を考慮すると実施は難しいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P19)</p>	
<p>1 今後、子どもを預かる場所が増えるに従い、病児や親の就労に伴う残業・出張などの支援も増加すると見込まれます。加えて、家庭で育児する親子に対しても同様に緊急時対応をしていかなければなりません。緊サポにおいては、資料文中にあるように提供会員の供給量増加は必要と思います。緊急時に求められる支援者の質と対応内容を、落とすことなく提供会員を増やすためには、きめ細やかなコーディネートと研修を増やすことが不可欠ですが、それに伴う経費についても検討課題になると考えます。</p>	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業。※）については、提供会員数を増やすのにあわせて、より安心・安全にご利用いただくため、提供会員に対する研修の充実や円滑なコーディネートが行われることが必要であると認識しております。これらに必要な経費については適切に対応ができるよう委託費をさらに精査するなど、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>※当該事業は、日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター」と緊急時や病児・病後児預かりの「札幌市こども緊急サポートネットワーク」の2事業を実施しています。</p>
<p>2 資料でも供給量不足となっているが、この部分の拡充を求める声は多いと聞いている。計画的ではなく急な利用への対応なので、受け入れ体制の確保は難しいと思うが、病気で保育園に預けられないときに、他の預け先がないと働けないので拡充が必要。また、病後児（回復期）は利用まで時間が有るが、病児（発熱時等）はその時にすぐ利用しなければならないので、拡充とともに利用できるサービス・事業のさらなるPRも必要。（親が休める勤務体制となるのが本来でしょうが）</p>	<p>病児の保育ニーズに関しては、札幌市内の医療機関5施設に付設された施設で病後児デイサービス事業を実施しているほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の中で、こども緊急サポートネットワーク事業を実施しています。不足する供給量については、主にこども緊急サポートネットワーク事業の拡充により対応していくこととしていますが、提供会員数を増やすのにあわせて、より安心・安全にご利用いただくため、提供会員に対する研修の充実や円滑なコーディネートが行われるよう体制を整えてまいります。また、支援を必要としている方にきちんと当該事業の情報が伝わるようPRにも併せて努めてまいりたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する事業 (平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料3 P22～)</p>	
<p>1 養育支援訪問事業については会ったことも見たこともない保健師の訪問に、産後まもなく気が張っている母親が心を開くのは稀だと思ってしまうので根本から見直すべき。</p>	<p>札幌市におきましては、妊娠・出産・育児に関する身近な相談機関として、妊娠届の提出による母子手帳の交付時から支援を開始しており、信頼関係を築きながら切れ目なく支援をしております。ご意見にありますように、一度の訪問で信頼関係を築くことができない場合にも、保健師は産後間もない母親の育児不安や悩みについて生活場面から切り離さずに、母親の心配事や気持ちに寄り添うように努めながら、継続的に支援を行っております。また、保健師だけで解決できない問題については、医療機関や地域の民生委員・児童委員、主任児童委員など、必要な関係機関へ繋げ連携することで、母親が安心して育児ができるようきめ細かく継続支援を行っております。</p>
<p>2 ハイリスク親子の早期発見、乳児家庭全戸訪問事業の実態はどのようなになっているのか（行政区分の実態・訪問内容等）。訪問は行っても面談につながらないケースの実態やその後のアプローチの状況等。質の充実に向けての施策はどのように考えていますか？</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業については、母子の健康に係る相談をほぼ全員に実施しており、そのうち約3割の方には、さらに継続支援を実施しています。訪問に伺っても会えない場合には、継続して訪問を行うほか、電話相談の実施や4か月児健診でのフォローを行っております。訪問指導員と保健センター保健師は、定期的な連絡会を実施し継続支援が必要な方についての情報交換を行っております。また、訪問者については、国のガイドラインでは専門職以外にも、子育て経験者等から幅広く人材を登用してもよいとなっておりますが、札幌市では、専門性の高い保健師、または助産師の資格を持つ母子保健訪問指導員と保健センターの保健師で実施しております。母子保健に関する研修会については、年に数回実施し、知識・技術の向上をはかっております。また、育児支援ネットワーク事業の拡大をはじめ、医療機関、学校、地域と連携しながらハイリスク親子を継続的に支援できるような母子保健体系を構築していきたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認（利用定員の設定）に関する基本的な考え方について （平成26年5月15日開催 第5回子ども・子育て会議 資料5）</p>	
<p>1 過去3年の入所実績でいいが、その数値が定員を上回る場合は定員で。 （他の部分でも触れているが、）超過入所の施設は、面積基準等はクリアできるのかもしれないが、いわゆる「すし詰め状態」である。トイレ等の園内の設備も定員で考えているはずで、現状、超過入所でも対応できているからと言って、定員を増やすことは「すし詰め状態」を恒常化させることとなり、子どもに最善の利益を提供する施設としてそれでいいのか。施設の受け入れ体制に余裕があり、定員を増やしても保育環境が悪化しないのであれば問題ないと思うが、定員を増やせるかどうかは当該施設の状況で判断すべき。</p>	<p>「量の見込み」が減少傾向であることから、新規施設や事業の増加を最小限にするためにも、既存施設に設備や運営の基準を満たす範囲で可能な限り認可定員増にご協力いただき、供給量を確保したいと考えております。 また、利用定員の設定につきましては、札幌市の意向をお含みおきいただいたうえで、各施設の設置者に対する意向調査にて、それぞれの状況から設定可能な利用定員数について各園でご検討いただき、この結果を踏まえて設定することとしたいと考えております。</p>
<p>2 札幌市の認可保育園は、待機児童対策として定員の20%増の受け入れを努力してきました。4月1日から定員の20%増は厳しい状況です。10%弱くらいの定員増で始めて、その年の児童の状況（障がい児、気になる子、食物アレルギー児）及び保育士の体制を考慮しつつ、年度の途中で1人、2人と待機児童の受け入れに努力してきました。 特にここ1、2年は保育士不足により、保育士の確保は本当に困難です。過去3年間（3月1日時点）の利用平均（小数点1位切上げ）で利用定員を設定し、認可定員を引き上げることは保育園の安定した運営・経営に影響が出るものと思われまます。年度途中によろやく雇用した保育士も年度末には児童の卒園・退園のため、退職を余儀なくされる状況です。こうした状況を踏まえ、年度当初に認可定員分の職員配置が必要と考えます。</p>	<p>利用定員の設定につきましては、札幌市が提示した基本方針をご理解いただいたうえで、各施設の設置者に対する意向調査にて、保育士が不足している状況にあることなどそれぞれの状況から設定可能な利用定員数について各園でご検討いただき、この結果を踏まえて設定することとしたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
その他	
<p>1 初めて参加させて頂き、未来局の各係りの方々の綿密な資料に基づく報告に感服致しました。しかしながら、2時間30分の間において報告されるには、あまりに項目が多く、皆様のご意見を拝聴する時間が少なかった事は残念でした。</p>	<p>制度開始までの非常に限られた時間の中で新制度に関する様々な問題について委員の御意見をいただくため、会議1回ごとの御説明事項が多くなってしまっておりますが、今後は論点のある程度整理した上で一つ一つの事項についてより丁寧な御説明をさせていただきますと考えております。また、各委員が他の委員の御意見等の内容をできる限り把握できるような形で今後は会議運営をしていきたいと考えています。</p>
<p>2 集団保育（教育）への預け先の量を確保するという観点とは別に、現に家庭で発生する虐待や育児放棄といった深刻な問題に対する支援についての今後の検討を望みます。そこへの取り組みや対応が、虐待や育児放棄の予防だけでなく、やがて迎える集団生活へ繋がっていくものと思います。</p>	<p>御意見のありました子どもへの虐待や育児放棄といった重大な問題に関する対応等につきましては、（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画に「子どもの権利の侵害からの救済（児童虐待対応など）」という項目を設けた上で記載することとしておりますことから、その際にあらためて御意見をいただきたいと考えております。</p>
<p>3 3月3日から4月1日に実施されたパブリックコメントはもっともっと広くPRすべきだったと思う。注目していた私も見逃しました。また、とりまとめた意見を提示してほしいです。</p>	<p>今後、パブリックコメントに対する札幌市の意見と条例上の基準案が固まりましたら、報告させていただきます。</p>
<p>4 国のガイドラインに沿う形で札幌市の制度、あり方を「基準」として整備するのはたいへんな労力だと思います。私たち市民のためにありがとうございます。 しかし、「本当のニーズ」を札幌市が知り、様々なところでそれをエッセンスとして加えていくことで札幌市らしさが出ると思うので、今回の会議で出された意見を何らかの形で集約して、条例公布・施行の折に触れて発表してほしい。そういうのがあれば、札幌市は市民の意見を把握してくれている、と子育てしている人の励みになるのではと思います。</p>	<p>市子ども・子育て会議の委員から提出いただいた様々な御意見の一部は札幌市のインターネットホームページ等で公開させていただいております。また、各会議の議事録等も併せて公開しております。 先に会議意見をいただいた新制度下で市が条例で定める各種の基準案に関するパブリックコメントの実施の際も、会議意見を頂戴していることは併せて市民に向けて情報提供をしています。 今後も機会があるごとに、各委員からの貴重な御意見を踏まえて本市における新制度は進められていることを広報等していきたいと考えております。</p>

質問・意見内容	事務局回答
<p>5 現段階では、子ども・子育て支援法で市町村が定めるべき支援事業計画で必須とされている事業の見込み量の算定に力点が置かれているが、任意とされている「保護を要する子どもの養育環境の整備」（第61条3二）等についても、本来その見込み量を算出すべきと考える。また、産後・育休後の課題や職業と家庭生活の両立の課題も同様であると考え。非常に限られた時間なので、多くの子どもや家庭、事業所に関係し、また市の予算にも大きな影響を及ぼすことから先に手を着けていくことは充分理解できるが、法の本旨である「全ての子ども」の健やかな成長を考えれば、法律上はこれらの計画が市町村の任意の課題（都道府県義務）とされていたとしても可能な限り取り組むべきではないだろうか。</p>	<p>子ども・子育て支援法で定める事業計画への任意の記載事項については、第4回札幌市子ども・子育て会議の資料1-②でお示した（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画の施策体系（案）に基づき、可能な限り必要量なども検討しながら、施策として取り入れていきたいと考えております。</p>
<p>6 「子ども・子育て支援事業計画」は量の見込みだけのプランではないはずなので、いずれ質の論議になると思われる。その時点で突っ込んだ論議をすることで良いと思うが、一方では、量のことを考えるときにもう片方では質の問題も考えておく必要があると考える。障害福祉分野では、就労支援の事業と障害のある子ども達のための障害児支援事業（旧児童デイサービス）が爆発的に増えてきている。確かに量は満たされていくが質の担保はそれと無関係であり、関係者は子ども達に適した質の担保に頭を悩ませている。量を確保しても子どもや家族が幸せになるとは限らない。「仕組み」づくりが大切ではないかと感じる。</p>	<p>委員御指摘のとおり、把握したニーズ量に対して具体的にどのような施設・事業で供給量を確保していくか、という部分も計画の極めて重要な部分の一つです。5月15日の会議の場でお示した基本的な考え方を基にした具体的な供給の量・方法については、平成26年8月以降の会議の場でお示しできればと考えております。</p>
<p>7 全体的に「保育の質の向上」の観点が全く見られず、数字の操作・調整に終始していると言わざるを得ない。予算の関係や今後の少子化傾向は理解するが、今回の新制度では「量と質の改善をめざす」こととなっているので、供給量が増えて預けやすいといった保護者側の視点だけではなく、「子どものための施設・事業であること、子どもの最善の利益を実現すること」の視点も忘れないで検討を進めるべきと考える。</p>	<p>把握したニーズ量に対して具体的にどのような施設・事業で供給量を確保していくか、という部分が質の確保に当たっては、極めて重要であると考えます。5月15日の会議の場でお示した基本的な考え方を基にした具体的な供給の量・方法については、平成26年8月以降の会議の場でお示しし、御意見を頂戴できればと考えております。なお、実際に保育の質を確保するためには、（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画に従って、個別の事業者を認可し、指導・監督を適切に行っていくことも重要であることから、委員御指摘の「子どものための施設・事業であること、子どもの最善の利益を実現すること」の視点を忘れずに取り組んでいきたいと考えております。</p>